令和８年度

第３回学校運営協議会
～はりはらの会～







10 月 13 日２年生まちたんけん

令和８年 10 月 29 日（木）　午後２時 00 分から

浜松市立曳馬小学校

令和８年度　第３回　曳馬小学校運営協議会　～はりはらの会～

１　日　時　　令和８年 10 月 29 日（木）　　午後２時 00 分～午後３時 30 分

２　会　場　　曳馬小学校　１階多目的ホール

３　内　容　　１　会長挨拶
２　校長挨拶
３　議長の選出
４　前回会議録の確認
５　熟議
①「令和８年度全国学力学習状況調査」について（主幹）
②「学校評価」について（校長）
③ 学校支援ボランティアについて（主幹）

６　連絡
①次回　２月５日（金）午後２時 00 分～午後３時 30 分
②次回の熟議内容の確認

学校運営協議会出席者名簿

学 校 運 営 協 議 会 委 員

会　長	飯尾　忠弘
副会長	荒巻　太枝子
委　員	川井　啓介
委　員	中村　佐知枝
委　員	戸田　京子
委　員	鈴木　香代
委　員	山田　佳乃

オブザーバー

曳馬協働センター主任	伊藤　成明

学　校

校　長	藤井　隆志
教　頭	古橋　孝文
主幹教諭（ＣＳ担当）	鈴木　謙誌
CSディレクター	内堀　邦子

浜松市教育委員会

学校・地域連携課	清水　悠

今年度の計画（予定）

第１回　学校運営協議会　５月２１日（木）午前 10 時 00 分～11 時 30 分
熟　議
（１）令和８年度　学校運営の基本方針」について（校長）
（２）「いじめ防止等のための基本方針」について（校長）
（３）「夢育やらまいか事業」について（教頭）

第２回　学校運営協議会　７月 27 日（月）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校経営評価」について（校長）
（２）「教育課程」について（主幹）
（３）「学校支援活動」について（主幹）
（４）「職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」について（教頭）

第３回　学校運営協議会　10 月 29 日（木）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校評価」について（校長）
（学校運営協議会自己評価アンケート送付　12 月末〆切）

第４回　学校運営協議会　２月５日（金）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校関係者評価」について（主幹）
（２）「来年度の学校運営の基本方針」について（校長）
（３）「学校運営協議会自己評価」について（会長）

※現時点の予定です。今後、変更になる場合があります。

令和８年度　曳馬小学校　全国学力・学習状況調査　結果概要報告

１　国語科学力調査【知識・活用】　〇:全国平均より上　△:全国平均より下

分　類		区　分	問題数	曳馬小	静岡県	全　国
全体の平均正答率			13	〇61.0%	60.0%	60.9%
指導要領の内容	知識及び技能	言葉の特徴や使い方に関する事項	4	〇68.5%	65.0%	66.8%
		情報の扱い方に関する事項	2	△50.0%	50.4%	52.3%
		我が国の言語文化に関する事項	0			
	思考力判断力表現力等	A　話すこと・聞くこと	3	△63.2%	64.8%	65.8%
		B　書くこと	2	〇49.5%	46.5%	45.7%
		C　読むこと	2	△62.5%	63.0%	65.9%
評価の観点		知識・技能	6	〇62.3%	60.2%	62.0%
		思考・判断・表現	7	△59.1%	59.1%	60.1%

特に全国に比べて平均正答率が高い設問
・筋道の通った文章となるように、文章全体の構成や展開を考えることができる。２一（＋９.８％）
・学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うことができる。２三イ（＋７.９％）
特に全国に比べて平均正答率が低い設問
・考えとそれを支える理由や事例など情報と情報との関係について理解することができる。２二（－６.２％）

２　算数科学力調査【知識・活用】　〇:全国平均より上　△:全国平均より下

分　類	区　分	問題数	曳馬小	静岡県	全　国
全体の平均正答率		16	〇57.0%	56.0%	56.4%
学習指導要領の領域	A　数と計算	8	〇62.4%	60.5%	61.1%
	B　図形	4	△54.7%	55.2%	55.3%
	C　測定	1	△74.0%	77.8%	78.1%
	D　変化と関係	3	〇44.1%	40.7%	41.1%
	E　データの活用	4	〇49.2%	47.7%	48.6%
評価の観点	知識・技能	12	△60.0%	59.2%	60.1%
	思考・判断・表現	4	〇48.2%	46.4%	45.4%

特に全国に比べて平均正答率が高い設問
・単位量当たりの大きさを求める除法の式の意味を理解し、その商から２つの広場のどちらの方が混んでいるのかについて判断できる。２(３)（＋６.６％）
・直方体の箱の形を構成する面について理解している。１(２)（＋４.７％）
特に全国に比べて平均正答率が低い設問
・立方体の体積の計算による求め方について、理解している。１(１)（－10.２％）

３　児童質問紙（学習状況調査）

◎全質問項目のうち、半数以上の質問項目から全国平均を上回る肯定的な回答が得られた。領域別でみると「ＩＣＴを活用した学習状況」「総合・学級活動・道徳」「主体的・対話的で深い学び」「学習習慣」「英語に関する意識」において良好な傾向が見られた。

〇総合的な学習の時間において「PC・タブレット等の ICT 機器を使って情報を集めたり、整理したり、発表したりできている」と答えた児童は 62.1%（全国 40.0%)、「スライド（発表用資料）を作成できると思う」と答えた児童も 60.0%（全国 44.9%）である。

〇協働的・主体的な学習姿勢 授業の中で「友達との話し合い活動を通じて考えを深めたり気付いたりできている」と答えた児童は 54.7%（全国 43.5%)、「お互いに協力しながら課題解決に取り組んでいる」と答えた児童は 62.1%（全国 52.7%）に達した。

〇「自分には、よいところがあると思う（当てはまる）」と答えた自己有用感の強い児童は 55.8%（全国 43.6%）と高い。

〇国語科に関して、授業で「先生が良いところや前よりできるようになったところを伝えてくれた（よくある）」が 30.5%（全国：27.5%)、「うまくできていないところと改善方法を教えてくれた（よくある）」が 40.0%（全国：30.0%）であり、きめ細やかな指導を受けている実感が全国より 10 ポイント高い。

△授業で「文章などを引用して書き方を工夫した（している）」が 40.0%（全国：35.0%)、「文章を読んで理解したことに基づき自分の考えをまとめた（している）」が 38.9%（全国：33.7%）と、工夫した学習活動に取り組めている。しかし、文章を読んで自分の経験と結び付けて考えをまとめる問題（３三(２)）では、正答率が 70.8%（全国 76.4%）にとどまり、無解答率も 20.8%（全国 15.6%）と高めである。これに関連して、質問紙（国２）で「解答時間がやや足りなかった」と回答した児童は 37.4%（全国 24.3%）と、全国より 13 ポイント以上高い。これらのことから、授業の中で考えをまとめる学習活動を経験しているものの、限られた時間内で論理的な文章にまとめる速度や時間配分に負担を感じている様子が伺えた。

△算数科に関して、学習意欲や理解度、日常生活との関連づけなどの面で全国平均を下回った。一方で、算数科の学力は全国平均を上回っていることから、「学べてはいるが、楽しくない・自信がない」という状態が見てとれた。表面的な理解にとどまらず、「わかる」「できる」から「楽しい」「もっと知りたい」へとつなげる授業改善が、今後の課題である。

△「毎日、同じくらいの時刻に起きている」と回答した児童は 42.1%、全国平均（55.9%）を大幅に下回っている。また、普段の生活（月～金）で、スマートフォンやタブレット、ゲーム機などによる SNS・動画視聴時間が「3 時間以上」に達している児童の割合は合計 48.5%（4 時間以上：23.2%、3 時間以上 4 時間未満：25.3%）であり、全国平均（37.6%）と比べて 10 ポイント以上高く、家庭でのメディア利用時間の長さが睡眠や起床習慣に影響を与えている可能性がある。

△「学校の勉強について親や家族とほぼ毎日話す」児童は 29.5%（全国 40.6%)、「学校での悩みについてほぼ毎日話す」児童は 9.5%（全国 14.7%）「友達関係に満足している」と答えた児童は 55.8%（全国 62.7%)、「学校に行くのが楽しい」と答えた児童は 43.2%（全国 48.0%）と、いずれも低い。生活習慣の乱れや家庭での対話の少なさ、友達関係の悩みが、心理的な不安定さや学校生活への楽しさの低下につながっている懸念がある。

〇全国に比べて特に肯定的な回答の多い項目（5%以上高い項目）

【ICT に関する極めて卓越した成果】

- 総合的な学習の時間で、PC やタブレットを活用して情報収集・整理・発表がよくできている。（＋22.1%）
- 授業での PC・タブレットの活用頻度が毎日（1 日 1 回以上）である。（＋17.5%）
- 発表のためのプレゼンテーション用スライドを自作できる自信がある。（＋15.1%）

【協働学習・対話の充実】

- 授業の中で、友達との話し合い活動を通じて考えを深めたり気付いたりできている。（＋11.2%）
- お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる。（＋9.4%）
- 自分と違う意見について考えるのが楽しいと感じる。（＋7.7%）

△全国に比べて特に肯定的な回答の少ない項目（5%以上低い項目、または重要課題）

【算数の意識と図の活用不足】

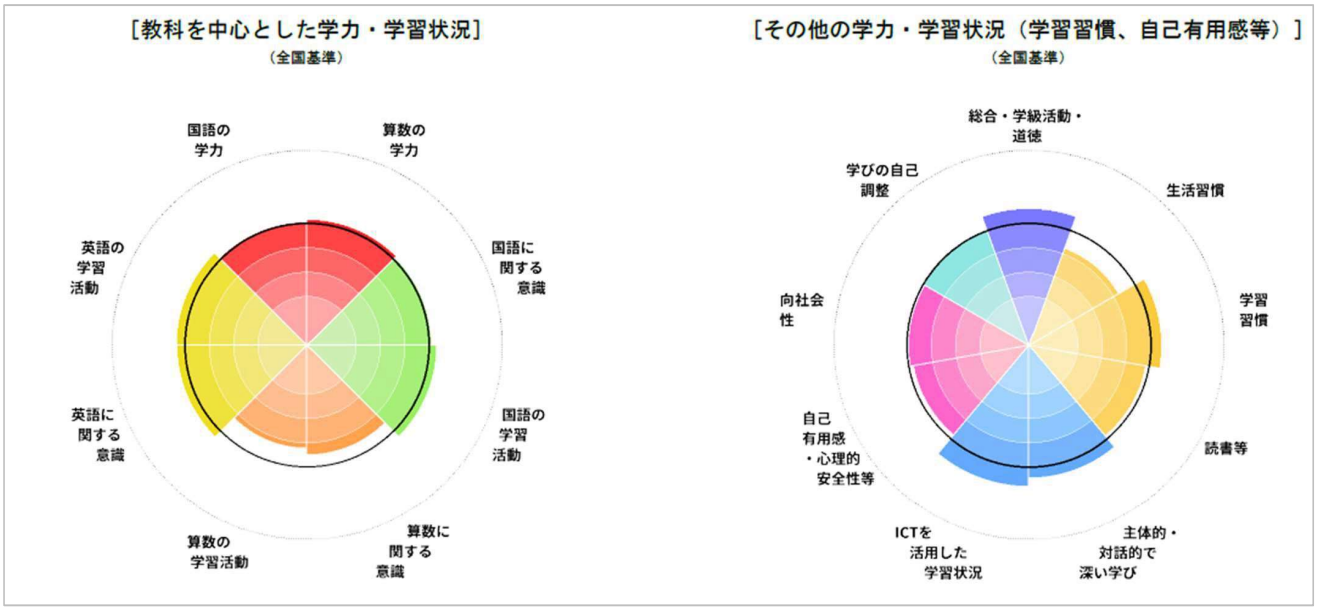
- 算数の授業内容が「よく分かる」と実感している児童が少ない。（－13.5%）
- 図形や数直線が示された問題で、図が役に立つと思えた割合が低い。（－14.9%）
- 算数の勉強が得意である（－8.4%）、好きである（－6.5%）。

【起床習慣の乱れと長時間の動画・SNS（今年度の重要課題）】

- 「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童は 42.1%にとどまる。（－13.8%）
- 平日（月～金）にスマホやタブレットで動画視聴や SNS を「3 時間以上」している児童が 48.5%にのぼる。（＋10.9%）

【家庭でのコミュニケーションと心理面】

- 学校の勉強について親や家族と「ほぼ毎日」話す児童が少ない。（－11.1%）
- 友達関係に満足している（－6.9%）、学校での悩みについて家族と毎日話す（－5.2%）。



学校評価について

1　目　的

①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校･家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

③各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2　計画

	日　程	方　法
児　童	11／24(火)～11／30(月)	グーグルフォーム(３～６年※)
保護者	同　上	さくら連絡網
教　員	同　上	グーグルフォーム

※昨年度から児童アンケートは、３～６年で実施。
（低学年だと正確な評価が難しいため）

3　評価内容

別紙参照

4　回収、集計

児童・保護者・職員のアンケートについては、主幹が一括して集計を行います。

R8 学校評価　「そう思う」…4、「ややそう思う」…3、「あまり思わない」…2、「全く思わない」…1

教職員・・・学校全体

1	課題対応能力	進んで「知りたい」「やってみたい」をかなえることができる
2	自己理解・自己管理能力	自分のよさがわかり、自分を高めることができる
3	人間関係形成社会形成能力	友達や周りの人と力を合わせて活動することができる
4	キャリアプランニング能力	目標を立て、進むべきプロセスを自ら選ぶことができる
5	学習	「勉強してよかった」「勉強はおもしろい」と思っている
6	学習	自分の考えや思いをもち、それを表そう、伝えようとしている
7	学習	学んだことを生活で生かしたり、さらに深く自分で調べたりしている
8	学習	ルールやマナーを守り、タブレット型端末を学習に生かしている
9	生活	学校では楽しく安心して生活している
10	生活	学校の決まりや大人や友達との約束を守り、マナーよく生活している
11	生活	気持ちのよいあいさつや返事、言葉づかいができている
12	生活	早寝・早起き、食事など自分の健康に気をつけて生活している
13	生活	自分から進んで運動や体力づくりに取り組んでいる
14	教職員(姿勢)	教職員は子供たちのよさや頑張りを大切にしている
15	教職員(姿勢)	教職員は、誰もが発言しやすく、互いの個性を認め合える学級づくりに努めている
16	教職員(姿勢)	情報を認知した際、抱え込まずに迅速に共有・報告している
17	連携	学校と家庭は必要な情報が共有できている

R8 学校評価　「そう思う」…4、「ややそう思う」…3、「あまり思わない」…2、「全く思わない」…1

保護者・・・わが子のこと

1	課題対応能力	進んで「知りたい」「やってみたい」をかなえることができる
	1年	いろいろなことにチャレンジすることができる
	2年	身の回りのことに興味をもち、チャレンジすることができる
	3･4年	身の回りの課題に気付き、生じた疑問や理想を追い求めることができる
	5･6年	実生活や実社会から自分で課題を見付け、解決に向けて行動することができる
2	自己理解･自己管理能力	自分のよさがわかり、自分を高めることができる
	1年	自分の好きなことや得意なことを見付けることができる
	2年	自分の好きなことや得意なことを増やすことができる
	3･4年	できるようになったことに気付いたり、自分のよさを伸ばしたりすることができる
	5･6年	自分のよさや生かし方が分かり、目標に向かって前向きに行動することができる
3	人間関係形成社会形成能力	友達や周りの人と力を合わせて活動することができる
	1年	いろいろな人と関わることができる
	2年	友達と認め合ったり励まし合ったりすることができる
	3･4年	思いや考えを伝え合い、自他の違いを認めた上で、よりよい方法で協力することができる
	5･6年	自他のよさや思い、考えを生かし、自分の役割を考えて協力的に活動することができる
4	キャリアプランニング能力	目標を立て、進むべきプロセスを自ら選ぶことができる
	1年	めあてに向かって頑張ることができる
	2年	頑張りたいことを見付けて、進んで取り組むことができる
	3･4年	なりたい自分を思いえがき、そのための手立てを様々な情報から考えることができる
	5･6年	目標と目標に向かう道筋を考え、取り組みを振り返って改善を重ねることができる
5	学習	「勉強してよかった」「勉強はおもしろい」と思っている
6	学習	自分の考えや思いをもち、それを表そう、伝えようとしている
7	学習	学んだことを生活で生かしたり、さらに深く自分で調べたりしている
8	学習	ルールやマナーを守り、タブレット型端末を学習に生かしている
9	生活	学校では楽しく安心して生活している
10	生活	学校の決まりや大人や友達との約束を守り、マナーよく生活している
11	生活	気持ちのよいあいさつや返事、言葉づかいができている
12	生活	早寝・早起き、食事など自分の健康に気をつけて生活している
13	生活	自分から進んで運動や体力づくりに取り組んでいる
14	教職員(姿勢)	教職員は子供たちのよさや頑張りを大切にしている
15	教職員(姿勢)	教職員は、誰もが発言しやすく、互いの個性を認め合える学級づくりに努めている
16	教職員(姿勢)	教職員に安心して相談できる
17	連携	学校と家庭は必要な情報が共有できている

R8 学校評価　「そう思う」…4、「ややそう思う」…3、「あまり思わない」…2、「全く思わない」…1

児童（3～6年）・・・自分のこと

1	課題対応能力	
	3･4年	知りたいこと、やってみたいことを見つけ、それをわかろう、やってみようとチャレンジすることができる
	5･6年	生活や社会から自分で課題を見付け、解決に向けて行動することができる
2	自己理解･自己管理能力	
	3･4年	できるようになったことに気付いたり、自分のよさをのばしたりすることができる
	5･6年	自分のよさや生かし方が分かり、目標に向かって前向きに行動することができる
3	人間関係形成社会形成能力	
	3･4年	思いや考えを伝え合い、ちがいがわかった上で、よりよい方法で協力することができる
	5･6年	自他のよさや思い、考えを生かし、自分の役割を考えて協力的に活動することができる
4	キャリアプランニング能力	
	3･4年	なりたい自分を思いえがき、そのためにどうしたらいいかをいろいろな情報から考えることができる
	5･6年	目標と目標に向かう道筋を考え、取り組みをふり返ってよいやりかたに変えることができる
5	学習	「勉強してよかった」「勉強はおもしろい」と思っている
6	学習	自分の考えや思いをもち、それを表そう、伝えようとしている
7	学習	学んだことを生活で生かしたり、さらに深く自分で調べたりしている
8	学習	ルールやマナーを守り、タブレットを学習に生かしている
9	生活	学校では楽しく安心して生活している
10	生活	学校の決まりや大人や友達とのやくそくを守り、マナーよく生活している
11	生活	自分と違う考えの友達のことも大切にし、認めている
12	生活	気持ちのよいあいさつや返事、言葉づかいができている
13	生活	自分も友達も大切にして、安心して過ごせるクラスづくりに協力している
14	生活	早ね・早起き、食事など自分の健康に気をつけて生活している
15	生活	自分から進んで運動や体力づくりに取り組んでいる
16	教職員（姿勢）	先生方は子供たちのよさやがんばりを大切にしている
17	教職員（姿勢）	先生方に安心してそうだんできる

令和 9 年度 学校支援ボランティア 運用について

曳馬小学校の子供たちの学びを豊かにし、教員の指導体制を補完するため、学校のニーズに基づいた地域連携・学校支援を以下のとおり推進する。

1. 基本方針

本校の教育課題および児童の実態に合わせ、効果的なボランティア活用を行う。地域住民の参画を得ることで、教育活動の充実と開かれた学校づくりを両立させる。

2. 活動区分および支援内容

区分	主な活動・支援内容	協力団体・対象
学習支援	・**生活科（1・2年）**：町たんけん等の引率補助 ・**総合（3～6年）**：学区内校外学習の引率補助 ・**図工**：道具操作支援（3 年金づち、4 年のこぎり） ・**家庭科**：調理実習の見守り 裁縫支援（手縫い・ミシン） ・**書写**：毛筆指導支援（3 年、書き初め）	登録ボランティア
環境整備	・花壇の整備（水やり・植栽補助）	登録ボランティア
特別活動	・クラブ活動（年 3 回）の専門的な実技指導・講師 （現在、生け花クラブの講師を地域ボランティアの方に依頼している。）	地域ボランティア 登録ボランティア
読書支援	・朝の読み聞かせ活動、図書環境の整備	おはなしのとびら
算数支援	・算数科の学習補助、習熟度別学習のサポート	算数ボランティア
地域人材活用	・生活科、総合的な学習の時間における講話や体験活動等	CS委員 協働センター紹介

3. 依頼・運用方法

- **ボランティアの登録**

  ①年度当初に応募者を募る。

  保護者：さくら連絡網を利用したアンケートを行う。

  地域住民：自治会の回覧板などで周知・募集を行う。

  ②応募の取りまとめや登録を主幹教諭が行う。

- **登録ボランティアの運用**

  学年担当や教科担当が、登録者へボランティア内容について希望を伺い、応募があった方へ、依頼をする。

  ※　学校支援コーディネーターが選任された際は、窓口を一本化し、スムーズな調整体制の構築を図る。

- **専門ボランティアとの連携**

  「算数ボランティア」と「おはなしのとびら」は、前年度までの実績を踏まえ、継続的な連携を維持する。

- **地域人材の開拓**

  地域に根ざした学習や専門的な講話が必要な場合は、CS委員や協働センターと連携し、地域人材や地域企業などの適切な人材の紹介を受ける。

資料

令和８年３月３日

保護者・地域の皆様



曳馬小学校運営協議会　会長　飯尾　忠弘
浜松市立曳馬小学校　　校長　藤井　隆志

令和８年度　学校支援ボランティア登録のお願い

コミュニティ・スクールの取組の一環として、「曳馬小学校の子供たちのために役に立ちたい」という温かい思いをもってくださる保護者や地域の皆様に向けて、学校支援ボランティアとして御登録いただける方を募集します。

＜**コミュニティ・スクール（ＣＳ）**とは＞学校運営協議会が設置されている学校のことを指します。学校の基本方針や課題を地域が共有し、その実現や課題解決に向けて一緒に取り組みます。

★具体的な活動内容や活動日時は、学校支援ボランティア登録後にお知らせします。
★体調や都合により参加できない日や参加を断ることがあっても構いません。一方、参加を希望しても、人数の都合上、必ずしもその活動ができるとは限りません。
★２枚目の、学校支援ボランティア活動の特色や留意事項の内容をお読みいただき、同意して御協力をいただける方は以下の方法で御登録をお願いします。
・下記の申込書に必要事項を記入して、学校に提出する。（担任または学校職員室）
・下記の申込書に必要事項を記入して、ＦＡＸで送付する。（ＦＡＸ４７１－４２０２）
・学校に電話で申し込む。（ＴＥＬ４７１－４２０１）
★学校支援ボランティア活動に参加してくださる方は、浜松市教育委員会で一括して傷害保険及び損害賠償責任保険に加入します。
★登録の際、御記入いただいた個人情報は、コミュニティ・スクールの活動以外には使用しません。
★御不明の点がありましたら、学校までお問い合わせください。（担当：主幹教諭　鈴木正委）

切り取り線

学校支援ボランティア登録申込書

(よみがな) お名前		連絡先	自宅 携帯
R8お子様の 学年・氏名	年（　　） 年（　　） 年（　　）	御住所	

下記の活動内容のうち協力できそうなことの（　）に○を付けてください。その他、得意なことがあれば「その他（　　）」に御記入ください。

活動内容

・学習支援　生活…（　　）町たんけんの引率補助
総合…（　　）校外学習(学区内)の引率補助
図工…（　　）用具扱いの支援（３年金づち、４年のこぎり）
家庭…（　　）調理実習見守り
（　　）裁縫支援（手縫い、ミシン縫い）
書写…（　　）毛筆の支援　※３年、書き初め
・環境整備…（　　）花壇の水やり、花壇づくり補助
（　　）学校敷地内の草取りや落ち葉拾い
・その他（　　）　※年３回のクラブ活動でできそうなものなど

※□に✔をつけてください。
□　裏面「学校支援ボランティアについて」の内容を確認し、留意事項に同意します。

学校支援ボランティアについて

学校支援ボランティア活動の特色

○　ボランティア活動をしていただく授業に参加しているすべての子供への支援をお願いします。
○「できる人が」「できる時に」「できることを」支援します。
○　職員や子供と「ともに」活動することで、学校をよりよくしていくことや人と人との結び付きを強めることにつながります。
○　ボランティアの方の得意なことを生かすことができます。
○　学校のみならず、地域コミュニティを活性化させる一つの方法ともなります。

学校支援ボランティア活動における留意事項

○　活動中は、名札を付けてください。（名札は職員室でお渡しします。）
○　飲み物は、各自持参してください。（熱中症が心配な時期は、特にお気を付けください。）
○　履き物は、学校のスリッパをお使いいただけますが、安全のため、かかとのある履き物をお持ちいただくとよいと思います。
○　**活動の中で知り得た子供や職員、他の学校支援ボランティアの方の個人情報を他に漏らさないでください**。（学校支援ボランティアをやめた後も同様です。）
○　個人情報保護の観点から、個人的にカメラやスマホ等での撮影をすることは御遠慮ください。
○　ボランティア活動の様子がブログやホームページに掲載されることがあります。
○　いかなる場合でも子供・教職員の人権を侵害する行為（不適切な言動、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等）をしないでください。
○　学校支援ボランティアは、あくまでも見守りや補助役です。活動中は担当教員の指示に従い、その場での対応に迷うときなどは担当教員に御相談ください。
○　活動の中で不明なことや気付いたことは、遠慮せずに学校支援コーディネーターに申し出てください。
○　お子さんが在校する間は毎年度、登録の確認を行います。卒業の際は年度末に意向の確認をさせていただきます。お子さんの卒業後も、地域の方として引き続き御協力いただければ有難いです。





資料

学校支援ボランティア　1学期の報告

R8 年度は登録 56 名

◎　低学年　交通ボランティア
　　天候不良のため、中止

◎　地域探検ボランティア
　4 年生：２回　のべ7名参加

◎　家庭科ボランティア
　裁縫：２学期以降
　調理：６年生3回　のべ8名参加

◎　花壇の水掛けボランティア　14 名登録
　毎週末、夏季休業中など　職員の休業中に花壇や植栽への水やり

・・・

令和８年度　第２回　曳馬小学校運営協議会　会議録（要点記録）

１　開催日時　　令和８年７月 27 日（月）　午後２時 00 分から午後４時 00 分
２　開催場所　　曳馬小学校　多目的ホール
３　出席委員　　飯尾忠弘,荒巻太枝子,川井啓介,中村佐知枝,戸田京子,鈴木香代,山田佳乃
４　欠席委員　　なし
５　オブザーバー　なし
６　学　　校　　藤井隆志（校長）、古橋孝文（教頭）、鈴木謙誌（主幹教諭・CS 担当職員）、
　　内堀邦子（ＣＳディレクター）、学校職員（担任等 24 名）
７　傍聴者　　なし
８　会議録作成者　内堀邦子（ＣＳディレクター）
９　議長の選出　　司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、飯尾会長を推挙する
　　発言があり、全員意義なくこれを承認した。
10　協議事項
（１）　「学校経営評価」について（校長）
（２）　「教育課程」について（主幹）
（３）　「学校支援活動」について（主幹）
（４）　「職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」について（教頭）

11　会議記録
　司会から、委員総数７人のうち６人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（１）「令和８年度　学校経営評価」について（校長）
　議長の指示により、校長から職員アンケートに基づく別紙資料「学校経営評価」について説明があった。
- **学校風土・学習指導：** 概ね高い数値で推移。特に学習面は昨年度より改善が見られる。
- **課題点：**新年度組織変更に伴い、教職員間の連携（同僚性）に若干の低下が見られるが、時間の経過とともに改善が見込める。
- **人間関係：**児童の縦割り活動（仲良しグループ）を廃止した影響で、学年を超えた交流の意識が薄れている。今後の活動で意識的な改善を図る。
- **生活面：** 挨拶の習慣化や ICT リテラシーの向上、いじめ防止に向けた「心を育てる教育」の継続が必要である。
- **校務運営：**デジタル化（T ポート、コアら等）による教職員の業務フローの変化に戸惑いもあり、今後はペーパーレス等の業務のスリム化を効率的に活用できるようにスキル習得することが課題。校舎の小規模改修中のため、不便な中で教育活動を行っている。

委員から以下の発言があった。
- 教職員が子供の主体性を尊重し、惜しみなく愛情を注いでいる項目が 100%は凄い。学級学年を超えたつながりはよりよい人間関係づくりにつながる。なぜ縦割り活動が廃止されたのか。最近１人で登校している子や親と登校している子が増えているように感じる。（飯尾会長）

- なかよし活動（１年～３年生）では縦割り活動が、準備の大変さの割にあまり効果を得にくかった。今年は１年と６年のペア活動でコンパクトな活動から縦割り活動を行っていくように変えた。（主幹教諭）
- 挨拶をする子が減ってきていて、「おはよう」には顔をあげないが、「いってらっしゃい」には顔を見て反応を返してくる。知らない人には挨拶をしない、と言う子もいる。他、同意見３件挨拶の意義を学校でも伝えていく。中高生は校門で挨拶していくので、成長過程での表れの可能性もある。日々の積み重ねで習得していくことなので、学校だけでは指導が難しい。（校長）

協議の結果、学校経営評価について、全員異議なく承認した。

（２）「教育課程」について（主幹教諭）

議長の指示により、主幹教諭から別紙資料に基づき「教育課程」について説明があった。

- **日課・委員会：** 水曜日課の精査や低学年児童も参加しやすい委員会活動のあり方について検討中。
- **児童支援：** １人で登校する子への対応や、新年度指導情報の引き継ぎを徹底できるよう協議。
- **給食：** 準備時間短縮や食の細い子供への配慮など、より良い教育課程に向け改善を検討。

委員から以下の発言があった。

- 職員休み時間についての明記とは。（山田委員）
- 教職員は朝から放課後まで休憩時間が皆無の状態。（主幹教諭）

協議の結果、教育課程について現状を理解したこと全員意義なくこれを承認した。

（３）「学校支援活動」について（主幹教諭）

議長の指示により、主幹教諭から別紙資料を基に「学校支援活動」について説明があった。

- **ボランティア状況：** 現在 56 名が登録。交通安全、地域学習、家庭科支援、図書、読み聞かせ等で活動中。
- **今後の展開：** 2 学期以降、算数の学習支援（九九等）や、登下校時の見守り活動の強化を検討。地域全体で子供の成長を支える活動を推進する。

委員から以下の発言があった。

- 以前は地域の建築会社からもボランティアを受け入れていたが、コーディネーター不在になってから途切れてしまった。上島小学校や曳馬中学校では、その建築会社からボランティアの力を借りている。曳馬小学校も協力依頼を再開してはどうか。（川井委員）
- 今後検討していく。（主幹教諭）
- 旗振りとは別の登下校の見守りをお願いすることはできないか。（校長）
- 人数や時間など具体的な内容が分かれば、各自治会長や副会長にお願いされてはいかがでしょうか。（飯尾会長）
- 見守りの具体的内容、特に旗振りとの違いについて。（川井委員）他同意見 3 件。
- 散歩等しながら、旗振りと旗振りの間を移動しながら子供を点ではなく線で見守っていただきたい。特に朝の登校時間帯などは、教員の仕事に組み込むと時間外労働が発生するため、御協力をいただきたい。（校長）

協議の結果、「学校支援活動」について全員異議なくこれを承認した。

（４）「職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」について（教頭）

議長の指示により、教頭から別紙資料を基に「職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」について説明があった。令和８年度～11 年度の 4 年間で浜松市として学校の業務量の改善を図っていく。

- **教職員のウェルビーイング：** 心身の健康とやりがいを持って働くための「価値ある学校の創造」を目指す。
- **実態：** 浜松市全体でストレスリスクが上昇傾向。本校でも特定の時期や主任級への業務集中が見られ、残業時間が既定を大幅に超過している傾向。
- **目標：** 超過勤務時間の削減（月 45 時間以内）を目指し、学校以外の業務の仕分けや地域との連携による負担軽減を進める。

協議の結果、「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」について全員共通認識でき、異議無く承認した。

（５）コミュニティ・スクール研修会参加報告（飯尾会長）

地域と学校がパートナーとして相互に連携・協調し、子供たちの学びを支える仕組みの重要性を再確認した。また研修後、曳馬小学校は地域との連携がスムーズであると確信できた。

（６）教職員と運営協議会委員と懇談

委員が各学年（ひかり・のぞみ、1～6 年）のグループに分かれ、教室にて教職員と意見交換を行った。学年の様子や課題、地域で協力できる内容について直接対話する機会をもった。

- ２年生の先生と対話をしたが、子供が自尊心を持ち思いやりを育てていきたいということが伝わってきた。（飯尾会長）

（７）その他報告事項等

- ８月 17 日～21 日夏休み学習支援講座を協働センターにて開催予定。（協働センター）
- 司会から、次回会議は、令和８年 10 月 29 日（木）午後２時 00 分から多目的ホールで開催する旨の報告があった。

コミュニティ・スクール通信

一緒につくろう！CS！ 第23号

＼やらまいか！／地域とともにある学校づくり

令和８年９月２４日

浜松市教育委員会　学校・地域連携課　地域連携グループ

○　９月に４会場で地域に分かれて学校支援コーディネーター研修会が開催されました。

開　催　日	対　象　部　会	会　場
令和８年９月３日（木）	１,２,３,４,６部会と７部会の一部	浜松市教育会館
４日（金）	７部会	みをつくし文化センター
８日（火）	８部会	天竜壬生ホール
９日（水）	５部会	浜北文化センター

＜研修の目的＞
学校の困り感や願いを共有し、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターとしてできることを考え、学校の必要性に応じた支援につなげる力を高める。

コーディネーターの役割

地域学校協働活動における　つなぎ役として

学校のパートナー
校長が示す「学校経営方針」を理解し、学校が求める支援を具体化します

地域資源の発掘
地域の人材・団体・企業・施設などを学校につなぎます

連絡・調整役
学校（担当教員）と地域ボランティアの間の円滑なやり取りをサポートします

大切にしたいポイント



①学校ニーズの把握
学校が「いま、何に困り、どんな支援を必要としているか」を常に確認します

②活動目的の共有
「どんな子どもを育てたいか（教育目標）という目的を学校と合わせます

③対等な協働姿勢
学校への「お願い」や「押しつけ」ではなく、ともに創るパートナーシップを築きます

研修参加者の意見で頻度が多かった言葉（ワードクラウド分析による）

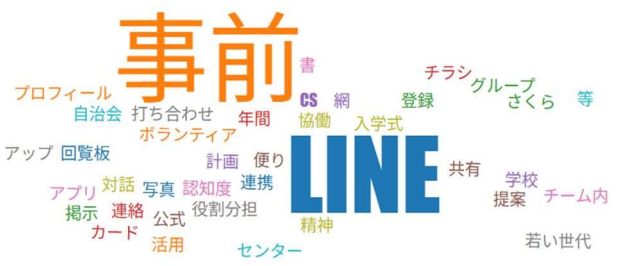
①　成果・うまくいったこと



②　悩み・困り感



③　参考になったアイデア・解決策



研修会をとおして

４日間行われた研修会では、学校愛、子供愛を感じる熱い思いのこもった多くの意見がありました。

活動の成果としては、学校の必要感に応じた支援が盛んになったこと。支援が地域学校協働活動につながったこと。課題としては、コーディネーターと学校との連絡。支援者やコーディネーター自身の人材不足や連絡・啓発手段などが挙げられていましたが、成果、悩み、解決策のすべての項目に共通して含まれているキーワードがあることから、今後も一層コーディネーター相互で情報共有することの大切さを感じました。

○　学校運営協議会で話し合われた課題に対して、学校支援コーディネーターや学校運営協議会委員が中心となって、地域住民、地域ボランティアに呼びかけ、学校と地域が連携・協働することで「働き方改革」を補完した例を紹介します。

学校課題の共有と解決に向けた地域連携～浜松市立細江中学校の学校運営協議会の取組～

【学校の課題解決に向けた熟議】

課題①：総合的な学習「地域を学び、地域に貢献することを目的とした探究活動（ホソ・トレ）」を深める
「ふるさと相談会」の実施
課題②：ホソ・トレを通じて生徒が考案した、地域貢献実現の後押し

学校運営協議会で課題を話し合い、学校支援コーディネーターを要に、地域や団体と連携・解決に向けた地域学校教育活動*を行う。

*地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・ 機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、 「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して 行う様々な活動です。（文科省　地域学校協働活動パンフレットより）

持続可能な学校運営体制と協力体制の構築

【主な取組み】

地域人材の活用による教育活動の充実と教職員の負担軽減

○生徒の課題に応じた「ふるさと相談会」の講師を人選・招聘





学校運営協議会の熟議

○「ふるさと相談会」の開催と生徒へのアドバイス





生徒へ助言

○生徒が考案した細江町活性化企画実現の後押し





実現への支援・活動の見守り

【成果と今後の展望】

- **学校運営協議会で話し合われた課題に対して、学校支援コーディネーターをはじめとした委員から地域住民、地域ボランティアに呼びかけが行われ、学校と地域がこれまで以上にパートナーシップの意識を高めることができた。**
- **地域住民、地域ボランティアへの連絡・依頼・調整は、学校支援コーディネーターをはじめとした委員が行うことで教職員の負担が軽減したため、生徒への指導に時間を充てることができた。**
- **「ふるさと相談会」では、地域住民である講師一人一人が親身になって生徒の思いを聞いたうえ、具体的なアドバイスを送った。問題解決を導き、生徒が活動への見通しをもつことができた。**
- **令和4年度に“みをつくしバスのラッピング”、令和6年度に“姫様道中で駄菓子屋を出店”、令和7年度に“伊目地区祭典への参画”、令和8年度には“祇園祭りにスーパーボールすくいを出店”するなど、中学生が地域に貢献しようとする姿勢が、町の活性化を導いた。**
- ◇ **課題は、次の①～③のサイクルを定着させ、持続可能な活動にすることである。**
  - **①　生徒が実現の可能性と地域貢献度が高い活動を企画する。**
  - **②　運営協議会や町づくり協議会など、地域が実現を後押しできる体制を確立する。**
  - **③　実現した活動や生徒の姿が、地域に潤いと活気を与え、相乗効果を生む。**

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年８月２９日
浜松市教育委員会規則第２号
改正　令和５年８月３１日浜松市教委規則第１０号
改正　令和７年３月２６日浜松市教委規則第６号
改正　令和８年３月２３日浜松市教委規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象学校　協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。

(2) 校長　対象学校の校長（園長を含む。）をいう。

(3) 児童生徒　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。

(4) 保護者　児童生徒の保護者をいう。

(5) 地域住民　対象学校の所在する地域の住民をいう。

(6) 地域住民等　地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

（目的）

第３条　協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（令７教委規則６・一部改正）

（設置）

第４条　教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について一の協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

（協議会の役割）

第５条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

２　協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第６条　校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

２　校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

（令８教委規則１・一部改正）

（対象学校の運営等に関する意見の申出）

第７条　協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

２　協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

３　協議会は、前２項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

（対象学校の運営等に関する評価）

第８条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成２年浜松市教育委員会規則第６号）第２１条第３項、浜松市立小中学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第１号）第３３条第３項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第３号）第４０条第３項に規定する評価を行わなければならない。

２　協議会は、毎年度１回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

３　前２項の評価について必要な事項は、別に定める。

（委員）

第９条　協議会は、委員１０人以内で組織する。ただし、第４条第１項の規定により２以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員１５人以内で組織することができる。

２　校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前３号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

３　委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

４　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第１０条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（令５教委規則１０・一部改正）

（委員の解任）

第１１条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

２　校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

３　教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第１３条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第１４条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

（会議の公開）

第１５条　協議会の会議は、公開とする。

２　議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

３　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

（研修）

第１６条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第１７条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

２　教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

３　教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

（細目）

第１８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。